

令和4年3月22日

各町立小・中学校保護者様

伊奈町教育委員会教育長

まん延防止等重点措置終了後の町立小・中学校の対応について

春分の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年3月17日に、国は3月21日をもって埼玉県に対するまん延防止等重点措置を終了する方針を示しました。

これに基づき、県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、「3月22日以降の学校の対応」が決定されました。

伊奈町においても、このことを踏まえ、下記のとおり引き続き感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続してまいります。重要なことは、「感染防止対策を徹底した上で、教育活動を進めていく」ことです。長期休業期間（学年末休業及び春季休業期間）も含めて、緩みのないようにお願いします。

保護者の皆様には、何卒、御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

日々の健康状態を確認するため、引き続き、検温・健康観察を徹底します。登校前に健康観察表に検温結果及び健康状態等を記入し、持たせてください。発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅での休養をお願いします。同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校を控えてください。

なお、長期休業期間（学年末休業及び春季休業期間）中も引き続き、検温・健康観察を継続してください。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

マスクの正しい着用、3密の回避、手洗いを徹底します。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされています。可能な限り、効果の高いマスクの着用をお願いします。

また、学校では、換気の徹底も行います。

- (3) 食事中の会話禁止
食事中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導します。

2 授業等について

授業は、感染防止対策を徹底した上で実施します。

※ 特に、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を行う場合は、感染防止対策を徹底します。

- 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。
- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
 - ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ⑥ 図画工作、美術における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

※ 学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動などを行う際も、感染防止対策を徹底します。

3 学校行事について

各行事を実施する際は、時期や開催方法等について、目的や感染防止対策を踏まえるなど、慎重に判断します。

(1) 卒業式・入学式について

原則として児童生徒及び教職員で実施します。ただし、各学校の実情に応じ、身体的距離が確保できる場合には、保護者の参加も可能とします。その際は、児童生徒一人につき保護者1名までとします。座席については、学校の指示のようお願いします。

(2) 修学旅行等の校外行事について

修学旅行や遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、実施の可否を慎重に判断します。

(3) 修了式及び始業式等について

複数の学年の児童生徒が一堂に集まって行う場合は、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底します。

4 部活動について

「伊奈町立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動とします。

- (1) 健康観察を徹底するとともに、本人や同居の家族に体調不良がある児童生徒の活動参加禁止を徹底します。
- (2) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整えます。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行いません。)
- (3) 活動場所の換気や飛沫感染防止対策を徹底します。
- (4) 更衣場面、休憩場面、活動前後、登下校時等における感染防止対策を徹底します。
- (5) 泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会（コンクール）等に出場するために大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみとし、目的地の状況や感染防止対策等踏まえ、実施の可否を判断します。
- (6) 練習試合等は自校を含めて2校までとします。その際、県境をまたいでの活動については、慎重に判断します。

5 学校外での感染防止について

長期休業期間（学年末休業及び春季休業期間）を含めて、家庭や学校外での感染防止を図るため、別添の埼玉県教育委員会作成のリーフレット「コロナに負けるな さ・し・す・せ・そ」を御一読いただき、次の内容について、御理解、御指導をお願いします。

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底
- (2) 基本的な感染防止対策の徹底（正しいマスクの着用、手洗いの徹底と適切な換気）
- (3) 日々の健康観察の徹底（体調不良の際は外出しない、させない）
- (4) 外出時における直行直帰の徹底
- (5) 飲食中はなるべく会話を控える（黙食を基本）
- (6) 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告の徹底

伊奈町教育委員会学校教育課

TEL：721-2111